## 資料 2

子ども・子育て支援新制度に向けて 石狩市が定める基準について

# 意見を募集します。



子ども・子育て支援新制度の基準に関する 意見の募集(パブリックコメント)について

平成 26 年 6 月 石狩市保健福祉部 子育て支援課・こども家庭課

## 子ども・子育て支援新制度の基準に関する 意見の募集(パブリックコメント)について

石狩市では、平成27年度本格開始予定の「子ども・子育て支援新制度」の準備を進めています。子ども・子育て関連3法に基づいた施設や事業の設備及び運営の基準等については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされていることから、これらの基準について、広く意見を募集します。

#### 1 対象とする案件

子ども・子育て支援新制度の基準について

#### 2 意見募集期間

平成26年6月5日木曜日から6月18日水曜日まで

#### 3 意見の提出方法

住所、氏名、連絡先を明記の上、文書持参、郵送、ファクス、Eメール、 音声ファイル、録音テープのいずれかで提出してください。 様式は問いません。

#### 4 意見提出者の範囲

意見は、どなたでも提出できます。

#### 5 意見の検討結果の公表

平成26年6月中に公表予定

#### 6 意見の提出先・問合先

#### (1)意見の提出先

〒061-3292 (住所不要) 石狩市役所 企画経済部 企画課

Tel: 0133-72-3161 Fax: 0133-72-3540 E-mail: kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

#### (2) 問合先

保健福祉部 子育て支援課(基準の④)

Tel: 0133-72-3631 E-mail: k-shien@city.ishikari.hokkaido.jp

保健福祉部 こども家庭課(基準の①~③)

Tel: 0133-72-3197 E-mail: k-katei@citv.ishikari.hokkaido.ip

## 「子ども・子育て支援新制度」とは?

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、早ければ平成27年4月に本格スタートします。

## 子ども・子育て支援新制度

- ●子育て中のすべてのご家庭を支援する制度です。
- ●「認定こども園」の普及を図ります。
- ●多様な保育の確保により、待機児童の解消に取り組みます。
- ●地域の様々な子育て支援を充実します。
- ●早ければ平成27年度に本格スタートの予定です。

## 主な取組み

- 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の 普及を図ります。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働き やすい社会にします。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- 4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

## ★ 石狩市が定める基準について

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、市町村が定める基準について説明します。 この基準の中には、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」という基準をも とに、各市町村が地域の実情に応じて定めることとされているものがあります。

#### 条例委任する場合の基準設定の類型

	「従うべき基準」型	「参酌すべき基準」型
法的効果	○「従うべき基準」とは、必ず適	○「参酌すべき基準」とは、十分
	合しなければならない基準	参照しなければならない基準
	○条例の内容は、法令の「従うべ	○条例の制定に当たっては、法令
	き基準」に従わなければならな	の「参酌すべき基準」を十分参
	V)	照した上で判断しなければなら
		ない
異なるものを	法令の「従うべき基準」と異なる	法令の「参酌すべき基準」を十分
定めることの	内容を定めることは許容されない	参照した結果としてであれば、地
許容の程度	が、当該基準に従う範囲内で、地	域の実情に応じて、異なる内容を
	域の実情に応じた内容を定めるこ	定めることは許容
	とは許容	
備考	「従うべき基準」の範囲内である	参酌する行為を行ったかどうかに
	ことについて説明責任	ついて説明責任 (行為規範)
	⇒基準の範囲を超える場合は違法	⇒参酌する行為を行わなかった場
		合は違法

※出典:「(平成21年10月7日)地方分権改革推進委員会第3次勧告·別紙2」

## 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準

#### ●趣旨

(1)

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、従来の認可保育所(利用定員20名以上)の枠組みに加え、家庭的保育事業(5名以下)、小規模保育事業(6名~19名)、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもに開放して保育を行う事業所内保育事業、これら家庭的保育事業等の4つの類型につき、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることとなりました。

家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者等は、市町村の条例を遵守する必要があり、国は市町村の条例を定めるに当たり、従うべき基準又は参酌すべき基準を定めています。

このため、(仮称) 石狩市家庭的保育事業等の認可のための設備及び運営の基準に関する条例を制定するにあたり、その骨子となる基準(案)を作成しました。

#### ●概要

- 1 各家庭的保育事業等に共通の事項
- (1) 家庭的保育事業者等の一般原則

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、
家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連 携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対	参酌すべき基準	国の基準どおり とする。 本市の実情に、国 の基準と異なる
し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないこと。		内容を定める特別な事情や特性はないことから、 国の基準どおりとする。
家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の 評価を行い、常にその改善を図らなければならな いこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による 評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその 改善を図るよう努めなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

家庭的保育事業所等には、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

#### (2) 保育所等との連携

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除	従うべき基準	国の基準どおり
く。) は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実		とする。
に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供		
の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育		
又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる		
事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認		
定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に		
確保しなければならない。ただし、離島その他の		
地域であって、連携施設の確保が著しく困難であ		
ると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業		
等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う家庭的保		
育事業者等については、この限りでないこと。		
①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会		
の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育		
事業者等に対する相談、助言その他の保育の内		
容に関する支援を行うこと。		
②必要に応じて、代替保育を提供すること。		
③当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受		
けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用		
乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の		
乳児又は幼児に限る。) を、当該保育の提供の終		
了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希		
望に基づき、引き続き当該連携施設において受		
け入れて教育又は保育を提供すること。		

#### (3) 家庭的保育事業者等と非常災害

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、	参酌すべき基準	本市の実情に、国
非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとと		の基準と異なる
もに、非常災害に対する具体的計画を立て、これ		内容を定める特
に対する不断の注意と訓練をするように努めなけ		別な事情や特性
ればならないこと。また、この訓練のうち、避難		はないことから、
及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、		国の基準どおり
これを行わなければならないこと。		とする。

#### (4) 家庭的保育事業者等の職員の一般的要件

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従	参酌すべき基準	本市の実情に、国
事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性		の基準と異なる
と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で		内容を定める特
あって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際		別な事情や特性
について訓練を受けた者でなければならないこ		はないことから、
と。		国の基準どおり
		とする。

#### (5) 家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励	参酌すべき基準	本市の実情に、国
み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成する		の基準と異なる
ために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上		内容を定める特
に努めなければならないこと。また、家庭的保育		別な事情や特性
事業者等は、職員に対し、その資質の向上のため		はないことから、
の研修の機会を確保しなければならないこと。		国の基準どおり
		とする。

#### (6) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併	保育に直接従事	本市の実情に、国
せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育	する職員に係る	の基準と異なる
事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する	部分のみ	内容を定める特
他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねること	従うべき基準	別な事情や特性
ができること。ただし、保育室及び各事業所に特		はないことから、
有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する		国の基準どおり
職員については、この限りでないこと。		とする。

#### (7) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、	従うべき基準	国の基準どおり
社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否		とする。
かによって、差別的取扱いをしてはならないこと。		

#### (8) 虐待等の禁止

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、	従うべき基準	国の基準どおり
法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用		とする。
乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしては		
ならないこと。		

#### (9) 懲戒に係る権限の濫用禁止

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第	従うべき基準	国の基準どおり
四十七条第三項の規定により懲戒に関しその利用		とする。
乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、		
身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫		
用してはならないこと。		

#### (10) 衛生管理等

国其淮	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異るの容を定める特別ないことから、国の基準どおりとする。
家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別ないことから、国の基準どおりとする。
家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の 医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に 行わなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異る特別な事情とから、国の基準とから、国の基準とおらりまする。
居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の 清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を 行わなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所 の設備及び備品について、衛生的な管理に努めな ければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異る特別な事情とから、国の基準とから、国の基準とおおりとする。

#### (11) 食事

(11) 及事		
国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供	従うべき基準	国の基準どおり
するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理す		とする。
る方法により行わなければならないこと。		
家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供	従うべき基準	国の基準どおり
するときは、その献立は、できる限り、変化に富		とする。
み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含		
有するものでなければならないこと。		
食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並	従うべき基準	国の基準どおり
びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮した		とする。
ものでなければならないこと。		
調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わ	従うべき基準	国の基準どおり
なければならないこと。		とする。
家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活	従うべき基準	国の基準どおり
の基本としての食を営む力の育成に努めなければ	·	とする。
ならないこと。		

#### (12) 食事の提供の特例

国基準	基準の区分	市の考え方
一定の要件を満たす家庭的保育事業者等は、特例	従うべき基準	国の基準どおり
として、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に		とする。
対する食事の提供について、次に掲げる搬入施設		
において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方		
法により行うことができること。この場合におい		
て、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供		
について当該方法によることとしてもなお当該家		
庭的保育事業所等において行うことが必要な調理		
のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を		
備えなければならないこと。		
①連携施設		
②当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連		
法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所		
内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療		
機関等		
③学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第		
2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条		
に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が		
離島その他の地域であって、①及び②に掲げる		
搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が		
認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場		
合に限る。)		

#### (13) 利用乳幼児及び職員の健康診断

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないこと。また、健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を実にある特別ないことから、国の基準どおりとする。
家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳 児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始 前の健康診断が行われた場合であって、当該健康 診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 の全部又は一部に相当すると認められるときは、 利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わない ことができる。この場合において、家庭的保育事 業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開 始前の健康診断の結果を把握しなければならない こと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異る特別な事情やから、国の基準とある特別ないことから、国の基準とする。
家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、 綿密な注意を払わなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

#### (14) 家庭的保育事業所等内部の規程

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営に	参酌すべき基準	本市の実情に、国
ついての重要事項に関する規程を定めておかなけ		の基準と異なる
ればならないこと。		内容を定める特
①事業の目的及び運営の方針		別な事情や特性
②提供する保育の内容		はないことから、
③職員の職種、員数及び職務の内容		国の基準どおり
④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わ		とする。
ない日		<b>2</b> / <b>3</b> 0
⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める		
理由及びその額		
⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員		
⑦家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する		
事項及び利用に当たっての留意事項		
⑧緊急時等における対応方法		
⑨非常災害対策    ⑩虚徒の吐出なるは異に関する東西		
⑩虐待の防止のための措置に関する事項		
□その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
項		

#### (15) 家庭的保育事業所等に備える帳簿

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び 利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整 備しておかなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異るの内容を実になる特別ないことから、国の基準とおりまする。

#### (16) 秘密保持等

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。また、家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族	従うべき基準	国の基準どおりとする。
の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講 じなければならないこと。		

#### (17) 苦情への対応

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する 利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速か つ適切に対応するために、苦情を受け付けるため の窓口を設置する等の必要な措置を講じなければ ならないこと。また、家庭的保育事業者等は、そ の行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二 十四条第六項の規定による措置に係る市町村から 指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言 に従って必要な改善を行わなければならないこ と。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

#### 2 家庭的保育事業

#### (1) 設備の基準

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の	調理室に係る	乳幼児の避難安
場所であって、次に掲げる要件を満たすものとし	部分のみ	全性の確保のた
て、市町村長が適当と認める場所で実施するもの	従うべき基準	め、乳児室等の設
とすること。		置階については、
①乳幼児の保育を行う専用の部屋(面積は、9.9		原則2階以下と
m <sup>2</sup> (保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9		し、その部分以外
㎡に3人を超える人数1人につき 3.3 ㎡を加え		は、本市の実情
た面積)以上であること。)を設けること。		に、国の基準と異
②乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気		なる内容を定め
の設備を有すること。		る特別な事情や
③衛生的な調理設備及び便所を設けること。		特性はないこと
④同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に		から、国の基準ど
適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき		おりとする。
場所を含む。面積は、満2歳以上の幼児1人に		
つき、3.3 ㎡以上であること。)があること。		
⑤火災報知器及び消火器を設置するとともに、消		
火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。		

#### (2) 職員

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、	調理員に係る	本市の実情に、国
嘱託医及び調理員を置かなければならないこと。	部分のみ	の基準と異なる
ただし、調理業務の全部を委託する場合、搬入施	従うべき基準	内容を定める特
設から食事を搬入する場合には、調理員を置かな		別な事情や特性
いことができること。		はないことから、
		すべて国の基準
		どおりとする。
家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した	従うべき基準	国の基準どおり
保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有		とする。
すると市町村長が認める者であって、次のいずれ		
にも該当する者とすること。		
①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者		
②法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第		
4号のいずれにも該当しない者		
家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児	従うべき基準	国の基準どおり
の数は、3人以下とすること。ただし、家庭的保		とする。
育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合		
には、5人以下とすること。		

#### (3) 保育時間

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業における保育時間は、1日につき 8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間そ の他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を 行う者が定めるものとすること。(小規模保育、居 宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる特別な事情やから、国の基準ととから、国の基準とおりとする。

#### (4) 保育内容

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運	従うべき基準	国の基準どおり
営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第		とする。
35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準		
じ、家庭的保育事業の特例に留意して、保育する		
乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなけ		
ればならないこと。(小規模保育、居宅訪問型保育、		
事業所内保育も同様)		

#### (5) 保護者との連絡

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

#### 3 小規模保育事業

#### (1) 小規模保育事業の区分

国基準	基準の区分	市の考え方
小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模	従うべき基準	国の基準どおり
保育事業B型及び小規模保育事業C型とするこ		とする。
と。		

#### (2) 設備の基準

国基準	基準の区分	市の考え方
乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室(面積は、乳児又は幼児1人につき 3.3 ㎡以上であること。)、調理設備及び便所を設けること。また、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	調理設備に 係る部分のみ 従うべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別ないことから、すべて国の基準どおりとする。
満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 A型及びB型には、保育室又は遊戯室(面積は、 幼児1人につき1.98 ㎡以上であること。)、屋外遊 戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わ るべき場所を含む。面積は、幼児1人につき3.3 ㎡以上であること。)、調理設備及び便所を設ける こと。また、保育室又は遊戯室には、保育に必要 な用具を備えること。	調理設備に 係る部分のみ 従うべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を軍情や特性 はないことから、 すべて国の基準 どおりとする。
満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 C型には、保育室又は遊戯室(面積は、満2歳以 上の幼児1人につき3.3 ㎡以上であること。)、屋 外遊戯場(面積は、満2歳以上の幼児1人につき 3.3 ㎡以上であること。)、調理設備及び便所を設 けること。また、保育室又は遊戯室には、保育に 必要な用具を備えること。	調理設備に 係る部分のみ 従うべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる特別な事情や特性はないことから、すべて国の基準どおりとする。

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保 参酌すべき基準 乳幼児の避難安 育室等」という。)を2階以上に設ける場合の建物 全性の確保のた は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火 め、乳児室等の設 建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築 置階については、 物であることのほか、所定の防火設備などが備わ 原則2階以下と っているものとすること。 し、その部分以外 は、本市の実情 に、国の基準と異 なる内容を定め る特別な事情や 特性はないこと から、国の基準ど おりとする。

#### (3)職員

国基準	基準の区分	市の考え方
小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び	調理設備に	本市の実情に、国
調理員を置かなければならないこと。ただし、調	係る部分のみ	の基準と異なる
理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又	従うべき基準	内容を定める特
は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所		別な事情や特性
A型にあっては、調理員を置かないことができる		はないことから、
こと。		すべて国の基準
		どおりとする。
小規模保育事業所A型の保育士の数は、次に掲げ	従うべき基準	国の基準どおり
る区分に応じ、次に定める数の合計数に1を加え		とする。
た数以上とすること。ただし、保育士の数の算定		
に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務		
する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士と		
みなすことができること。		
①乳児		
おおむね3人につき1人		
②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人		
③満3歳以上満4歳に満たない児童		
おおむね20人につき1人		
(4)満4歳以上の児童		
おおむね30人につき1人		
小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に	調理員に係る	本市の実情に、国
従事する職員として市町村が行う研修を終了した	部分のみ	の基準と異なる
者(以下「保育従事者」という。)、嘱託医及び調	従うべき基準	内容を定める特
理員を置かなければならないこと。ただし、調理	, - , ,	別な事情や特性
業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は		はないことから、
搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B		すべて国の基準
型にあっては、調理員を置かないことができるこ		どおりとする。
١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١ ١		
小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次に	従うべき基準	国の基準どおり
掲げる乳幼児の区分に応じ、次に定める数の合計		とする。
数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育		· -
士とすること。ただし、保育士の数の算定に当た		
っては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保		
健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなす		
ことができること。		

①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託 医及び調理員を置かなければならないこと。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 C型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 C型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 C型にあっては、調理員を置かないことができること。 小規模保育事業所C型においては、家庭的保育者 1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とすること。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とすること。	調理員に係る 部分のみ 従うべき基準 従うべき基準	本市の実情に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
小規模保育事業C型は、その利用定員を6人以上 10人以下とすること。	従うべき基準	国の基準どおりとする。

#### 4 居宅訪問型保育事業

#### (1) 居宅訪問型保育事業

国基準	基準の区分	市の考え方
居宅訪問型保育事業は、次に掲げる保育を提供す	従うべき基準	国の基準どおり
るものとすること。		とする。
①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著し		
く困難であると認められる乳幼児に対する保育		
②子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46		
条第5項の規定による便宜の提供に対応するた		
めに行う保育		
③法第 24 第6項に規定する措置に対応するため		
に行う保育		
④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の		
勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の		
程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保		
育を提供する必要が高いと市町村が認める乳幼		
児に対する保育		
⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事		
業以外の家庭的保育事業等の確保が困難である		
と市町村が認めるものにおいて行う保育		

#### (2) 設備及び備品

国基準	基準の区分	市の考え方
居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所に は、事業の運営を行うために必要な広さを有する 専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設 備及び備品等を備えなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情やからはない基準とおりとする。

#### (3) 職員

国基準	基準の区分	市の考え方
居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者1人 が保育することができる乳幼児の数は1人とする こと。	従うべき基準	国の基準どおりとする。

#### (4) 居宅訪問型保育関連施設

国基準	基準の区分	市の考え方
居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を	従うべき基準	国の基準どおり
勘案して集団保育が著しく困難であると認められ		とする。
る乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当		
該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専		
門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を		
適切に確保しなければならないこと。ただし、離		
島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施		
設の確保が著しく困難であると市町村が認める居		
宅訪問型保育事業者については、この限りでない		
こと。		

#### 5 事業所内保育事業

#### (1) 利用定員の設定

[3	国基準	基準の区分	市の考え方
応じ、その他の乳児又 村が定める乳幼児数以 ならないこと。	でするは、利用定員の区分には幼児の数を踏まえて市町 上の定員枠を設けなくては その他の乳児又は幼児の数 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 10人 12人 15人 20人	参酌すべき基準	本の実情になる特性、り、ではいるというでは、なる特性、り、では、なる特性、り、では、こととというでは、り、では、のののののでは、り、では、のののでは、り、では、り、では、り、で

#### (2) 設備の基準

国基準	基準の区分	市の考え方
乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)には、乳児室(面積は、幼児1人につき1.65 ㎡以上であること。)又はほふく室(面積は、幼児1人につき3.3 ㎡以上であること。)、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。また、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	調理室に係る 部分のみ 従うべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、すべて国の基準どおりとする。

満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室(面積は、幼児1人につき1.98 ㎡以上であること。)、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。面積は、幼児1人につき3.3 ㎡以上であること。)、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。また、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。	調理室に係る 部分のみ 従うべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、すべて国の基準どおりとする。
保育室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築 基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又 は同条第9号の3に規定する準耐火建築物である ことのほか、所定の防火設備などが備わっている ものとすること。	参酌すべき基準	乳全め置原しはになる特かお別の確室、と外情異めやとどのないと外情異めやとどのないという。 このはになる特性ののは下以実と定情に難がある。 この おいり とり はいい とり とり はいい とり とり はいい とり はいい とり はいい とり はいい とり はいい とり はいい とり とり はいい とり はいい とり はいい とり はいい とり はいまり とり はいい とり はいいい とり はいい とり はいい とり はいい とり はいい とり はいいい とり はいいい とり はいい とり はいいいい とり はいいい とり はいい とり はいい とり はいいい とり はいいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいい とり はいいい とり は

#### (3) 職員

国其淮	基準の区分	市の考え方
保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託	調理員に係る	本市の実情に、国
医及び調理員を置かなければならないこと。ただ	部分のみ	の基準と異なる
し、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内	従うべき基準	内容を定める特別な事情の特殊
保育事業所や搬入施設から食事を搬入する保育所		別な事情や特性
型事業所内保育事業所にあっては調理員を置かな		はないことから、 すべて国の基準
いことができること。		どおりとする。
保育所型事業所内保育事業所の保育士の数は、次	公 と サ 井 洲	
保育所空事業所的保育事業所の保育工の数は、依   に掲げる区分に応じ、次に定める数の合計数以上	従うべき基準	国の基準どおり
とすること。ただし、1事業所につき2人を下回		とする。
こりること。たたし、1 事業別につさる人を「固」   ることはできないこと。また、保育士の数の算定		
に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所		
に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保		
育士とみなすことができること。		
①乳児		
おおむね3人につき1人		
②満1歳以上満3歳に満たない幼児		
おおむね6人につき1人		
③満3歳以上満4歳に満たない児童		
おおむね20人につき1人		
④満4歳以上の児童		
おおむね30人につき1人		
事業所内保育事業 (利用定員が 19 人以下のものに	調理室に係る	本市の実情に、国
限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。)	部分のみ	の基準と異なる
を行う事業所(以下「小規模型事業所内保育事業	従うべき基準	内容を定める特
所」という。)には、保育従事者、嘱託医及び調理	化 / C 盘十	別な事情や特性
員を置かなければならないこと。ただし、調理業		はないことから、
務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所		,
又は搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所		すべて国の基準
内保育事業所にあった場合、調理員を置かないこ		どおりとする。
とができること。		
		l

小規模型事業所内保育事業所の保育従事者の数	従うべき基準	国の基準どおり
は、次に掲げる区分に応じ、次に定める数の合計		とする。
数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は		
保育士とすること。ただし、保育士の数の算定に		
当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に		
勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士		
とみなすことができること。		
①乳児		
おおむね3人につき1人		
②満1歳以上満3歳に満たない幼児		
おおむね6人に1人		
③満3歳以上満4歳に満たない児童		
おおむね 20 人に 1 人		
④満4歳以上の児童		
おおむね30人に1人		

#### (4)連携施設に関する特例

国基準	基準の区分	市の考え方
保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、	従うべき基準	国の基準どおり
連携施設の確保に当たって、連携協力を求めるこ		とする。
とを要しないこと。		

#### 6 経過措置

#### (1) 食事の提供等

国基準	基準の区分	市の考え方
自園で調理を行っていない場合については、省令	従うべき基準	国の基準どおり
の施行の日から起算して5年を経過する日までの		とする。
間は、食事の提供や調理員の配置の規定は、適用		
しないことができること。		

#### (2) 連携施設

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく	従うべき基準	国の基準どおり
困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4		とする。
号に規定する事業による支援その他の必要な適切		
な支援を行うことができると市町村が認める場合		
は、省令の施行の日から5年を経過するまでの間、		
連携施設の確保をしないことができること。		

#### (3) 小規模保育事業B型

国基準	基準の区分	市の考え方
家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、省令の施	従うべき基準	国の基準どおり
行の日から起算して5年を経過する日までの間、		とする。
保育従事者とみなすこと。		

#### (4) 利用定員

国基準	基準の区分	市の考え方
小規模保育事業C型にあっては、省令の施行の日	従うべき基準	国の基準どおり
から起算して5年を経過する日までの間、利用定		とする。
員を6人以上15人以下とすることができること。		

## ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準

#### ●趣旨

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、こどもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとなりました。

これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、市町村の条例による運営に関する基準を満たす必要があるとされており、国は市町村の条例を定めるに当たり、従うべき基準又は参酌すべき基準を定めました。

このため、石狩市では、(仮称)石狩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を制定するに当たり、その骨子となる基準(案)を作成しました。

#### ●概要

- I 総則
- 1 総論関係
- (1) 一般原則

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以	参酌すべき基準	本市の実情に、国
下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質か		の基準と異なる
つ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定		内容を定める特
地域型保育の提供を行うことにより、全ての子ど		別な事情や特性
もが健やかに成長するために適切な環境が等しく		はないことから、
確保されることを目指すものでなければならない		国の基準どおり
こと。		とする。
特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施	参酌すべき基準	本市の実情に、国
設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人		の基準と異なる
格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立		内容を定める特
場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を		別な事情や特性
提供するように努めなければならないこと。		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。
特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び	参酌すべき基準	本市の実情に、国
付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、		の基準と異なる
小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・		内容を定める特
子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その		別な事情や特性
他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サー		はないことから、
ビスを提供する者との密接な連携に努めなければ		国の基準どおり
ならないこと。		とする。
特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施	参酌すべき基準	本市の実情に、国
設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁		の基準と異なる
護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必		内容を定める特
要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対		別な事情や特性
し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めな		はないことから、
ければならないこと。		国の基準どおり
		とする。

#### Ⅱ 特定教育・保育施設の運営に関する基準

#### 1 利用定員に関する基準

#### (1) 利用定員

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に	従うべき基準	国の基準どおり
限る。) は、その利用定員の数を 20 人以上とする		とする。
こと。		
特定教育・保育施設は、次に掲げる特定教育・保	従うべき基準	国の基準どおり
育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分		とする。
(認定こども園、幼稚園、保育所)ごとの利用定		
員を定めるものとすること。ただし、法第 19 条第		
1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に		
あっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども		
及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して		
定めるものとすること。		

#### 2 運営に関する基準

## (1) 内容及び手続の説明及び同意

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の	従うべき基準	国の基準どおり
開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行		とする。
った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)		
に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用		
者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に		
資すると認められる重要事項を記した文書を交付 して説明を行い、当該提供の開始について利用申		
ひて説明を行い、		
特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出が	参酌すべき基準	 本市の実情に、国
あった場合には、文書の交付に代えて、当該利用	◎削9、0 盔中	の基準と異なる
申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事		内容を定める特
項を電磁的方法により提供することができること		別な事情や特性
(この場合において、当該特定教育・保育施設は、		がなずはく存住しなないことから、
当該文書を交付したものとみなすこと。)。ただし、		国の基準どおり
電磁的方法は、利用申込者がファイルへの記録を		とする。
出力することによる文書を作成することができる		C 9 30
ものでなければならないこと。		
特定教育・保育施設は、重要事項を提供しようと	参酌すべき基準	本市の実情に、国
するときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、		の基準と異なる
その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文		内容を定める特
書又は電磁的方法による承諾を得なければならな		別な事情や特性
いこと。		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。
承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込	参酌すべき基準	本市の実情に、国
者から文書又は電磁的方法により電磁的方法によ		の基準と異なる
る提供を受けない旨の申出があったときは、当該		内容を定める特
利用申込者に対し、重要事項の提供を電磁的方法		別な事情や特性
によってしてはならないこと(当該利用申込者が		はないことから、
再び承諾をした場合を除く。)。		国の基準どおり
		とする。

#### (2) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用	従うべき基準	国の基準どおり
の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、		とする。
これを拒んではならないこと。		
特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に	従うべき基準	国の基準どおり
限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項		とする。
第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該		
特定教育・保育施設を現に利用している法第 19		
条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該		
当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・		
保育施設の法第 19 条第1項第1号に掲げる小学		
校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超		
える場合においては、抽選、申込みを受けた順序		
により決定する方法、当該特定教育・保育施設の		
設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に		
基づく選考その他公正な方法により選考しなけれ		
ばならないこと。また、選考方法をあらかじめ支		
給認定保護者に明示した上で、選考を行わなけれ		
ばならないこと。		
特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に	従うべき基準	国の基準どおり
限る。) は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項		とする。
第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの		
数及び当該特定教育・保育施設を現に利用してい		
る法第 19 条第1項第2号又は第3号に掲げる小		
学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総		
数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項		
第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの		
区分に係る利用定員の総数を超える場合において		
は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、		
保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定		
子どもが優先的に利用できるよう、選考するもの		
とすること。また、選考方法をあらかじめ支給認		
定保護者に明示した上で、選考を行わなければな		
らないこと。		
特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認	参酌すべき基準	本市の実情に、国
定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供す		の基準と異なる
ることが困難である場合は、適切な特定教育・保		内容を定める特別な事情の特別
育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適		別な事情や特性
切な措置を速やかに講じなければならないこと。		はないことから、国の基準どおり
20.20日日でた 1.0 10mm C/3174013/3 ワ/34 / C C。		国の基準とわり   とする。
		<b>とりる。</b>

#### (3) あっせん、調整及び要請に対する協力

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設 の利用について市町村が行うあっせん及び要請に 対し、できる限り協力しなければならないこと。	従うべき基準	国の基準どおりとする。
特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならないこと。	従うべき基準	国の基準どおりとする。

#### (4) 受給資格等の確認

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を 求められた場合は、支給認定保護者の提示する支 給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子 どもの該当する法第 19 条第1項各号に掲げる小 学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及 び保育必要量等を確かめるものとすること。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (5) 支給認定の申請に係る援助

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない 保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保 護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われ るよう必要な援助を行わなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。
特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならないこと(緊急その他やむを得ない理由がある場合を除く。)。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (6) 心身の状況等の把握

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (7) 小学校との連携

(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の	参酌すべき基準	本市の実情に、国
終了に際しては、支給認定子どもについて、小学		の基準と異なる
校における教育又は他の特定教育・保育施設等に		内容を定める特
おいて継続的に提供される教育・保育との円滑な		別な事情や特性
接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の		はないことから、
提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域		国の基準どおり
子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関と		とする。
の密接な連携に努めなければならないこと。		

#### (8) 教育・保育の提供の記録

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり
		とする。

#### (9) 利用者負担額等の受領

(3) 利用有負担領等の支債 国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供し	従うべき基準	国の基準どおり
た際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	とする。
に係る利用者負担額の支払を受けるものとするこ		_ / • •
٤.		
特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けない	従うべき基準	国の基準どおり
ときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保	70 0 11	とする。
育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受け		
るものとすること。		
特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に	従うべき基準	国の基準どおり
当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る	, C = 1	とする。
上で特に必要であると認められる対価について、		
当該特定教育・保育に要する費用として見込まれ		
るものの額と特定教育・保育費用基準額との差額		
に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支		
給認定保護者から受けることができること。		
特定教育・保育施設は、特定教育・保育において	従うべき基準	国の基準どおり
提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる		とする。
費用の額の支払を支給認定保護者から受けること		<b>3</b> 0
ができること。		
①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要		
な物品の購入に要する費用		
②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する		
費用		
③食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3		
号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の		
提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる 小学校就学前子どもについては主食の提供に係		
る費用に限る。)		
<ul><li>④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜</li></ul>		
に要する費用		
⑤上に掲げるもののほか、特定教育・保育におい		
て提供される便宜に要する費用のうち、特定教		
育・保育施設の利用において通常必要とされる		
ものに係る費用であって、支給認定保護者に負		
担させることが適当と認められるもの		
特定教育・保育施設は、上記四つの費用の額の支	従うべき基準	国の基準どおり
払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該		とする。
費用の額を支払った支給認定保護者に対して交付		
しなければならないこと。		

特定教育・保育施設は、上記四つのうち三番目と	従うべき基準	国の基準どおり
四番目の金銭の支払を求める際は、あらかじめ当		とする。
該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭		
の支払を求める理由について書面によって明らか		
にするとともに、支給認定保護者に対して説明を		
行い、文書による同意を得なければならないこと		
(四番目の金銭の支払に係る同意を除く。)。		

#### (10) 施設型給付費等の額に係る通知等

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定 教育・保育に係る施設型給付費(特例施設型給付 費を含む。)の支給を受けた場合は、支給認定保護 者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付 費の額を通知しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。
特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない 特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場 合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用 の額その他必要と認められる事項を記載した特定 教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して 交付しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

#### (11) 特定教育・保育の取扱方針

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に	従うべき基準	国の基準どおり
応じて、それぞれ次に定めるものに基づき、小学		とする。
校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教		, - 3
育・保育の提供を適切に行わなければならないこ		
٤.		
①幼保連携型認定こども園		
幼保連携型認定こども園教育・保育要領		
②認定こども園(①を除く)		
幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運		
営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所		
における保育の内容について厚生労働大臣が定		
める指針(このほか、幼保連携型認定こども園		
教育・保育要領を踏まえなければならない)		
③幼稚園		
幼稚園教育要領		
④保育所		
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第		
35 条の規定に基づき保育所における保育の内		
容について厚生労働大臣が定める指針		

#### (12) 特定教育・保育に関する評価等

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと。また、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (13) 相談及び援助

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (14) 緊急時等の対応

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (15) 支給認定保護者に関する市町村への通知

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (16) 運営規程

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営に	参酌すべき基準	本市の実情に、国
ついての重要事項に関する規程を定めておかなけ		の基準と異なる
ればならないこと。		内容を定める特
①施設の目的及び運営の方針		別な事情や特性
②提供する特定教育・保育の内容		はないことから、
③職員の職種、員数及び職務の内容		国の基準どおり
④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供		とする。
を行わない日		
⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他		
の費用の種類、支払を求める理由及びその額		
⑥小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員		
⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関す		
る事項及び利用に当たっての留意事項		
⑧緊急時等における対応方法		
⑨非常災害対策		
⑩虐待の防止のための措置に関する事項		
⑪その他特定教育・保育施設の運営に関する重要		
事項		

#### (17) 勤務体制の確保等

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、 適切な特定教育・保育を提供することができるよ う、職員の勤務の体制を定めておかなければなら ないこと。また、職員の資質の向上のために、そ の研修の機会を確保しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことかりまする。
特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設 の職員によって特定教育・保育を提供しなければ ならないこと(支給認定子どもに対する特定教 育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除 く。)。の勤務の体制を定めておかなければならな いこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

#### (18) 定員の遵守

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならないこと (所定のやむを得ない事情がある場合を除く。)。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情ととからいますといる。

#### (19) 掲示

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情でといる場合を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を

#### (20) 支給認定子どもを平等に取り扱う原則

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設においては、支給認定子ども の国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の 提供に要する費用を負担するか否かによって、差 別的取扱いをしてはならないこと。	従うべき基準	国の基準どおりとする。

#### (21) 虐待等の禁止

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、当該支給認定子どもの心身に有害な影響を	従うべき基準	国の基準どおりとする。
与える行為をしてはならないこと。		

#### (22) 懲戒に係る権限の乱用禁止

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し、懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採	従うべき基準	国の基準どおりとする。
るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権 限を濫用してはならないこと。		

#### (23) 秘密保持等

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な	従うべき基準	国の基準どおり
理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども		とする。
又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。		
また、職員であった者が、正当な理由がなく、そ		
の業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の		
秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じ		
なければならないこと。		
特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・	従うべき基準	国の基準どおり
保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う		とする。
者その他の機関に対して支給認定子どもに関する		
情報を提供する際には、あらかじめ文書により当		
該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなけ		
ればならないこと。		

#### (24) 情報の提供等

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (25) 利益供与の禁止

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の	参酌すべき基準	本市の実情に、国
地域子ども・子育て支援事業を行う者(以下「利		の基準と異なる
用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若		内容を定める特
しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対		別な事情や特性
し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当		はないことから、
該特定教育・保育施設を紹介することの対償とし		国の基準どおり
て、金品その他の財産上の利益を供与してはなら		とする。
ないこと。また、利用者支援事業者等、教育・保		
育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職		
員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介		
することの対償として、金品その他の財産上の利		
益を収受してはならないこと。		

#### (26) 苦情解決

(20) 占旧胜久	the Sate and the	1
国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・	参酌すべき基準	本市の実情に、国
保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者		の基準と異なる
その他の当該支給認定子どもの家族(以下「支給		内容を定める特
認定子ども等」という。) からの苦情に迅速かつ適		別な事情や特性
切に対応するために、苦情を受け付けるための窓		はないことから、
口を設置する等の必要な措置を講じなければなら		国の基準どおり
ないこと。また、苦情を受け付けた場合には、当		とする。
該苦情の内容等を記録しなければならないこと。		
特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・	参酌すべき基準	本市の実情に、国
保育関する支給認定子ども等からの苦情に関して		の基準と異なる
市町村が実施する事業に協力するよう努めなけれ		内容を定める特
ばならないこと。		別な事情や特性
		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。
特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・	参酌すべき基準	本市の実情に、国
保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類		の基準と異なる
その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該     市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育		内容を定める特
加町州の楓貝がらの貝向石しては特定教育・保育   施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査		別な事情や特性
に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関し		はないことから、
て市町村が行う調査に協力するとともに、市町村		国の基準どおり
から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は		とする。
助言に従って必要な改善を行わなければならない		
こと。また、市町村からの求めがあった場合には、		
改善の内容を市町村に報告しなければならないこ		
と。		

#### (27) 地域との連携等

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

#### (28) 事故発生の防止及び発生時の対応

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発	従うべき基準	国の基準どおり
を防止するため、次に定める措置を講じなければ		とする。
ならないこと。		
①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備す		
戦された。 最近に手収光上の例上のための指導を設備すること。		
②事故が発生した場合又はそれに至る危険性があ		
る事態が生じた場合に、当該事実が報告され、		
その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底す		
る体制を整備すること。		
③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対		
する研修を定期的に行うこと。		

特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合 は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなけ ればならないこと。	従うべき基準	国の基準どおりとする。
特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際 して採った処置について記録しなければならない こと。	従うべき基準	国の基準どおりとする。
特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する 特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発 生した場合は、速やかに行わなければならないこ と。	従うべき基準	国の基準どおりとする。

#### (29) 会計の区分

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 本市の実情に、る 内を基準と異なる特別なな事情でといる はなの基準とおり とする。

#### (30) 記録の整備

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないこと。支給認定子どもに対する職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないこと。また、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる特別ないことから 別ない基準と はの基準と とする。

#### 3 特例施設型給付費に関する基準

#### (1) 特別利用保育の基準

(=) 14/4414/1411113 : == 1		
国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設(保育所に限る。)が法第 19	従うべき基準	国の基準どおり
条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該   当する支給認定子どもに対し、特別利用保育を提		とする。
当りる文和配足するもに対し、行所利用保育を促し   供する場合には、法第34条第1項第3号に規定に		
規定する基準を遵守しなければならないこと。ま		
た、特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供		
する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19		
条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該		
当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保 育施設を現に利用している法第 19 条第1項第2		
号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認		
定子どもの総数が、法第19条第1項第2号に掲げ		
る小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超え		
ないものとすること。		

#### (2)特別利用教育の基準

国基準	基準の区分	市の考え方
特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)が法第 19 条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提 供する場合には、学校教育法に規定する学校の設 備、編成その他に関する設置基準を遵守しなけれ ばならないこと。	従うべき基準	国の基準どおりとする。

特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する	従うべき基準	国の基準どおり
場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1		とする。
項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する		
支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設		
を現に利用している法第 19 条第1項第1号に掲		
げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ど		
もの総数が、法第19条第1項第1号に掲げる小学		
校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないも		
のとすること。		

#### Ⅲ 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 1 利用定員に関する基準

#### (1)利用定員

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業の利用定員については、次の	従うべき基準	国の基準どおり
とおりとすること。		とする。
①家庭的保育事業		
1人以上5人以下		
②小規模保育事業A型及びB型		
6人以上19人以下		
③小規模保育事業C型		
6人以上10人以下		
④居宅訪問型保育事業		
1人		
特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類	従うべき基準	国の基準どおり
及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型		とする。
保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事		
業所」という。) ごとに、法第19条第1項第3号		
に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を、		
満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以		
上の小学校就学前子どもに区分して利用定員を定		
めるものとすること。		

#### 2 運営に関する基準

#### (1) 内容及び手続の説明及び同意

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供	従うべき基準	国の基準どおり
の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、		とする。
運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協		
力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の		
利用申込者の保育の選択に資すると認められる重		
要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該		
提供の開始について利用申込者の同意を得なけれ		
ばならないこと。		

#### (2) 正当な理由のない提供拒否の禁止等

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの	従うべき基準	国の基準どおり
利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなけ		とする。
れば、これを拒んではならないこと。		

特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第 19 条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとすること。また、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならないこと。	従うべき基準	国の基準どおりとする。
特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制 の確保が困難である場合その他利用申込者に係る 支給認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を 提供することが困難である場合は、連携施設その 他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保 育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じ なければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

#### (3) あっせん、調整及び要請に対する協力

(6) 50 5 270		
国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の	従うべき基準	国の基準どおり
利用について市町村が行うあっせん及び要請に対		とする。
し、できる限り協力しなければならないこと。ま		
た、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前		
子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について市町村が行うあっせん		
及び要請に対し、できる限り協力しなければなら		
ないこと。		
14 V . C C o		

#### (4) 心身の状況等の把握

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供 に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、そ の置かれている環境、他の特定教育・保育施設等 の利用状況等の把握に努めなければならないこ と。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことかり、国の基準どおりとする。

#### (5) 特定教育・保育施設等との連携

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行	従うべき基準	国の基準どおり
う者を除く。) は、特定地域型保育が適正かつ確実		とする。
に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提		
供されるよう、連携施設を適切に確保しなければ		
ならないこと(利用定員が20人以上の事業所内保		
育事業を行う者を除く。また、離島その他の地域		
であって、連携施設の確保が著しく困難であると		
市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業		
を行う特定地域型保育事業者を除く。)。		

居宅訪問型保育事業を行う者は、乳幼児に対する 保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、 疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他 の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携 する障害児入所支援施設その他の市町村の指定す	従うべき基準	国の基準どおりとする。
る施設を適切に確保しなければならないこと(離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者を除く。)。		
特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (6) 利用者負担額等の受領

(0) 利用有負担領等の支限 国基準	基準の区分	市の考え方
白生十		
特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を	従うべき基準	国の基準どおり
提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域		とする。
型保育に係る利用者負担額の支払を受けるものと		
すること。		
特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けな	従うべき基準	国の基準どおり
いときは、支給認定保護者から、当該特定地域型		とする。
保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受		
けるものとすること。		
特定地域型保育事業者は、上記二つの支払を受け	従うべき基準	国の基準どおり
る額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、		とする。
当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に		, - 0
必要であると認められる対価について、当該特定		
地域型保育に要する費用として見込まれるものの		
額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当す		
る金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保		
護者から受け取ることができること。		
特定地域型保育事業者は、上記三つの支払を受け	従うべき基準	国の基準どおり
る額のほか、特定地域型保育において提供される		とする。
便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の		C / 0°
支払を支給認定保護者から受けることができるこ		
と。また、費用の額の支払を受けた場合は、当該		
費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給		
認定保護者に対して交付しなければならないこ		
ے کے ا		
①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要		
な物品		
②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する		
費用		
③特定地域型保育事業所に通う際に提供される便		
宜に要する費用		
<ul><li>④上に掲げるもののほか、特定地域型保育におい</li></ul>		
て提供される便宜に要する費用のうち、特定地		
域型保育事業の利用において通常必要とされる		
ものに係る費用であって、支給認定保護者に負		
担させることが適当と認められるもの		

特定地域型保育事業者は、上記四つのうち三番目	従うべき基準	国の基準どおり
と四番目の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、		とする。
当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金		
銭の支払を求める理由について書面によって明ら		
かにするとともに、支給認定保護者に対して説明		
を行い、文書による同意を得なければならないこ		
と(四番目の金銭の支払に係る同意を除く。)。		

#### (7) 特定地域型保育の取扱方針

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者は、保育所における保育の	従うべき基準	国の基準どおり
内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、		とする。
それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前		
子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育		
の提供を適切に行わなければならないこと。		

#### (8) 特定地域型保育に関する評価等

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定 地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に 外部の者による評価を受けて、それらの結果を公 表し、常にその改善を図るよう努めなければなら	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性
ないこと。		はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (9) 運営規程

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営	参酌すべき基準	本市の実情に、国
についての重要事項に関する規程を定めておかな		の基準と異なる
ければならないこと。		内容を定める特
①事業の目的及び運営の方針		別な事情や特性
②提供する特定地域型保育の内容		はないことから、
③職員の職種、員数及び職務の内容		国の基準どおり
④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供		とする。
を行わない日		
⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他		
の費用の種類、支払を求める理由及びその額		
⑥利用定員		
⑦特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関す		
る事項及び利用に当たっての留意事項		
⑧緊急時等における対応方法		
⑨非常災害対策		
⑩虐待の防止のための措置に関する事項		
⑪その他特定地域型保育事業の運営に関する重要		
事項		

#### (10) 勤務体制の確保等

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、 適切な特定地域型保育を提供することができるよ う、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体 制を定めておかなければならないこと。また、特 定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育 事業所の職員によって特定地域型保育を提供しな ければならないこと(支給認定子どもに対する特 定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務 を除く。)。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。
特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (11) 定員の遵守

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならないこと	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる
(年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、便宜の提供への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除く。)。		内容を定める特別な事情や特性はないことから、 国の基準どおり
		とする。

#### (12) 記録の整備

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に 関する諸記録を整備しておかなければならないこ と。また、支給認定子どもに対する特定地域型保 育の提供に関する記録を整備し、その完結の日か ら5年間保存しなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、
		国の基準どおり とする。

#### 3 特例地域型保育給付費に関する基準

#### (1)特別利用地域型保育の基準

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者が法第 19 条第1項第1号	従うべき基準	国の基準どおり
に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定		とする。
子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場		
合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなけ		
ればならないこと。		

特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を	従うべき基準	国の基準どおり
提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係		とする。
る法第 19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前		
子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地		
域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第		
1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す		
る支給認定子ども(特定利用地域型保育を提供す		
る場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象		
となる法第 19 条第1項第2号に掲げる小学校就		
学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の		
総数が、利用定員の数を超えないものとすること。		

## (2) 特定利用地域型保育の基準

国基準	基準の区分	市の考え方
特定地域型保育事業者が法第 19 条第1項第2号	従うべき基準	国の基準どおり
に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定		とする。
子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場		
合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなけ		
ればならないこと。		
特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を	従うべき基準	国の基準どおり
提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係		とする。
る法第 19 条第1項第2号に掲げる小学校就学前		
子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地		
域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第		
1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(特別利		
用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別		
利用地域型保育の対象となる法第 19 条第1項第		
1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給		
認定子どもを含む。) に該当する支給認定子どもの		
総数が、利用定員の数を超えないものとすること。		

## 4 その他

#### (1)特定保育所に関する特例

国基準	基準の区分	市の考え方
特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ること	従うべき基準	国の基準どおりとする。
を要件とすること。		
特定保育所は、市町村から保育所における保育を	従うべき基準	国の基準どおり
行うことの委託を受けたときは、正当な理由がな		とする。
い限り、これを拒んではならないこと。		

## (2) 経過措置

国基準	基準の区分	市の考え方
小規模保育事業C型にあっては、府令の施行の日	従うべき基準	国の基準どおり
から起算して5年を経過するまでの間の利用定員		とする。
は、6人以上15人以下とすること。		
特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著し	従うべき基準	国の基準どおり
く困難であって、事業による支援その他の必要な		とする。
適切な支援を行うことができると市町村が認める		
場合は、府令の施行の日から起算して5年を経過		
するまでの間、連携施設を確保しないことができ		
ること。		

## ③ 教育・保育給付の認定及び支給の手続の基準

#### ●趣旨

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続として行い、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなりました。

この「保育の必要性」の認定を行うに当たっては、客観的基準に基づき子ども一人ひとりにつき「保育の必要があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間(11 時間程度)か短時間(8時間程度)の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市町村に利用を申し込むことになります。

保育が必要な事由などの支給認定(保育の必要性の認定)及び支給の手続については、 国で定められますが、支給認定の実際の運用に当たっては、現行の状況等を踏まえつつ、 細分化や詳細な設定を行うなど、市町村ごとの運用を認めるという方針が示されています。 このため、(仮称)石狩市教育・保育給付の認定及び支給の手続に関する条例を制定する にあたり、その骨子となる基準(案)を作成しました。

#### ●概要

#### 1 保育の実施を必要とする事由

#### (1) 認定事由

国基準	基準の区分	市の考え方
①就労	参酌すべき基準	本市の実情に、国
②妊娠、出産		の基準と異なる
③保護者の疾病、障害		内容を定める特
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護		別な事情や特性
⑤災害復旧		はないことから、
⑥求職活動		国の基準どおり
⑦就学		
⑧虐待やDVのおそれがあること		とする。
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子		
どもがいて継続利用が必要であること		
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認め		
る場合		

#### 2 区分(保育必要量)

#### (1) 保育標準時間

国基準	基準の区分	市の考え方
「保育標準時間利用」の保育必要量としては、現	参酌すべき基準	本市の実情に、国
行制度における保育所の開所時間である1日11		の基準と異なる
時間までの利用に対応するものとして、1か月当		内容を定める特
たり平均 275 時間 (最大 292 時間・最低 212 時間)		別な事情や特性
とすること。		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。

#### (2) 保育短時間

国基準	基準の区分	市の考え方
「保育短時間利用」の保育必要量としては、原則的な保育時間である1日8時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均200時間(最大212時間)とすることを基本とすること。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

#### (3) 就労下限時間

国基準	基準の区分	市の考え方
新制度における保育認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1か月当たり 48 時間以上64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とすること。	参酌すべき基準	国の議論において、

#### 3 優先利用等

#### (1)優先事由

国基準	基準の区分	市の考え方
①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業などの卒園児童 ⑨その他、市町村が定める事由	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を実施を特別ないまというというというというというというというというというというというというというと

#### (2) 保育料

国基準	基準の区分	市の考え方
応能負担(保育標準時間と保育短時間の2区分)	区分なし	国の基準どおり
とすること(時間の区分を設けない妊娠、出産、		とする。
災害復旧、虐待やDVのおそれがあるような事由		
は、区分しない。)。		

#### (3) 利用定員

国基準	基準の区分	市の考え方
保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可	区分なし	国の基準どおり
能とすること。		とする。

## ④ 放課後児童クラブの設置及び実施の基準

#### ●趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号。)第6条により、法第34条の8の2が新設され、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。

市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされたため、本基準を策定するものであります。

このため、(仮称) 石狩市放課後児童クラブの設置及び実施に関する条例を制定するにあたり、その骨子となる基準(案)を作成しました。

#### ●概要

#### 1 総論関係

(1) 放課後児童健全育成事業の一般原則等

(1) 放床仮允単陸王自成事業の 放床則寺 国基進	基準の区分	市の考え方
放課後児童健全育成事業における支援は、小学校	参酌すべき基準	本市の実情に、国
に就学している児童であって、その保護者が労働	y 1.17 , G = 1	の基準と異なる
等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地		内容を定める特
域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊		別な事情や特性
びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、		はないことから、
社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確		国の基準どおり
立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る		とする。
ことを目的として行わなければならないこと。		
放課後児童健全育成事業を利用している児童(以	参酌すべき基準	本市の実情に、国
下「利用者」という。)の人権への配慮、人格の尊		の基準と異なる
重。		内容を定める特
		別な事情や特性
		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。
地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地	参酌すべき基準	本市の実情に、国
域社会に対する運営内容の説明。		の基準と異なる
		内容を定める特
		別な事情や特性
		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。
運営の内容についての自己評価、結果の公表。	参酌すべき基準	本市の実情に、国
		の基準と異なる
		内容を定める特
		別な事情や特性
		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。

放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備(採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと)。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。
軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害 に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計 画の策定、訓練の実施等。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### (2) 放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件等

国基準	基準の区分	市の考え方
健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、 児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限 り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受 けた者でなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。
放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。

#### 2 設備関係

#### (1) 放課後児童健全育成事業所に設ける設備

国基準	基準の区分	市の考え方
遊び及び生活の場としての機能並びに静養するた	参酌すべき基準	本市の実情に、国
めの機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)、		の基準と異なる
支援の提供に必要な設備及び備品等の設置。		内容を定める特
		別な事情や特性
		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。

専用区画の面積は、児童1人につきおおむね 1.65 ㎡以上でなければならないこと。	参酌すべき基準	国と超あ一るしを表本を記みに明確的に対している。
専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を 通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供 するものでなければならないこと (児童の支援に 支障がない場合を除く。)。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 東書準と異ない。 大田 本市の基準を実際である特別はない はなのまではいる。 はなのまではいる。 はなのまではいる。
専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国実情に、国大学と対象を事情に、る内容を事情をといる特別ない基準といるとおりまする。

#### 3 職員関係

#### (1) 放課後児童健全育成事業に従事する者

国基準	基準の区分	市の考え方
放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育 成事業所ごとに、放課後児童支援員(有資格者) を置かなければならないこと。	従うべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を実になる特別ないことから、国の基準どおりとする。
放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員(放課後児童 支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができること。	従うべき基準	本市の実情に、国の基準と異る特別な事情とから、国の基準とから、国の基準とから、国のようない。
放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項各号のいずれかに該当する者(「児童の遊びを指導する者」)を基本)であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと。・保育士・社会福祉士・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者の・教員免許を有する者・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長(特別区の区長を含む。)が適当と認めたもの	従うべき基準	本市の実情に、国の大学を開いては、国の内容を事情に、国の内容を書ける。とからいる。

支援の単位は、放課後児童健全育成事業における	参酌すべき基準	国の基準を基本
支援であって、その提供が同時に一又は複数の利		とするが、定員を
用者に対して一体的に行われるものをいい、一の		超えた申込みが
支援の単位を構成する児童の数(児童の集団の規		あった場合には、
模) は、おおむね40人以下とすること。		一時的に利用す
		る児童等を考慮
		し弾力的な運用
		を行うこととす
		る。
放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごと	従うべき基準	本市の実情に、国
に専ら当該支援の提供に当たる者でなければなら		の基準と異なる
ないこと(利用者の支援に支障がない場合を除		内容を定める特
⟨ 。 ) 。		別な事情や特性
		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。

#### 4 その他

#### (1) その他の運営基準

国基準	基準の区分	市の考え方
放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信 条又は社会的身分によって、差別的取扱いをして はならないこと。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる特別な事情やいことという。
放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、する虐待等の禁止。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる特別な事情やいことという。
利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別ない事情や特性 はの基準 とする。
感染症又は食中毒の発生、まん延の防止。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を事情や特性 はないまと はないま とする。
必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別ないまというという。

放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること。 ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項等	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことおりとする。
職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことがら、国の基準どおりとする。
職員の秘密の漏洩の禁止等。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。
市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。
社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査への協力。	参酌すべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。
開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること。	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準どおりとする。

開所日数について、1年につき250日以上を原則	参酌すべき基準	本市の実情に、国
として、その地方における児童の保護者の就労日		の基準と異なる
数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮		内容を定める特
して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めるこ		別な事情や特性
٤.		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。
保護者との密接な連絡(利用者の健康及び行動を	参酌すべき基準	本市の実情に、国
説明するとともに、支援の内容等につき、その保		の基準と異なる
護者の理解及び協力を得るよう努めなければなら		内容を定める特
ないこと)。		別な事情や特性
3. 2.270		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。
市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校	参酌すべき基準	本市の実情に、国
等関係機関と密接に連携した支援。		の基準と異なる
等房///成员已面IX(C是1)90亿人版。		内容を定める特
		別な事情や特性
		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。
事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡	参酌すべき基準	本市の実情に、国
等。	◎問リリ・、○ 本中	の基準と異なる
<del>ず</del> 。		内容を定める特
		別な事情や特性
		がな事情で特性はないことから、
		· · · ·
		国の基準どおり
中原产业大学和公然中,大田人会和中市原	<b>シエトトッチ サッ</b> ク	とする。
賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償。	参酌すべき基準	本市の実情に、国
		の基準と異なる
		内容を定める特別
		別な事情や特性
		はないことから、
		国の基準どおり
		とする。

#### (2) 経過措置

国基準	基準の区分	市の考え方
施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること。	従うべき基準	本市の実情に、国 の基準と異なる 内容を定める特 別な事情や特性 はないことから、 国の基準どおり とする。